

議案第 99 号

議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり，地方自治法第 112 条及び大崎市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出いたします。

平成 23 年 7 月 1 日

大崎市議会議長 三 神 祐 司 様

提 出 者	大崎市議会議員	佐 藤 清 隆
賛 成 者	〃	高 橋 憲 夫
〃	〃	小 沢 和 悦
〃	〃	佐 藤 勝
〃	〃	山 村 康 治
〃	〃	氏 家 善 男
〃	〃	後 藤 錦 信
〃	〃	門 間 忠

議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例

議会の議決すべき事件に関する条例（平成１９年大崎市条例第３９号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「総合計画基本構想」の次に「及びこれ」を加える。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成２３年法律第３５号）の施行の日から施行する。